

関係労働者

全日本労働組合同盟（総同盟）

代表

請求条件

1 警告手當十四日分支給
2 解雇承認

外二項

要求事項

1 公休日の確定
2 退職手當制の確定

発生年月日

昭和十二年六月十日

発生年月日

昭和十二年六月八日

参加人員

一〇名

職工数

一〇名

業態

大阪市内南境川町三丁目三〇

所在地

大阪市内南境川町三丁目三〇

会社名

向井鐵工所

向井鐵工所労働争議

財団法人労働會大阪支所

根拠者人労働會大阪支所

関係労働者

全日本労働總同盟（総同盟）

請求条件

1 解雇承認
2 豫告手當十四日分支給

外二項

要求事項

1 公休日の確定
2 退職手當制の確定

発生年月日

昭和十二年六月十日

発生年月日

昭和十二年六月八日

参加人員

一〇名

職工数

一〇名

業態

大阪市内南境川町三丁目三〇

所在地

大阪市内南境川町三丁目三〇

会社名

向井鐵工所

財団法人労働會大阪支所

根拠者人労働會大阪支所